

# みんなでささえる 国保会計



## ～国保の届け出はお済みですか？～

■ 次のようなときは、14日以内に必ず役場に届け出てください。

	こんなとき	必要なもの
国保に加入するとき	1 他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑
	2 職場の健康保険などが切れたとき	職場の健康保険でなくなった証明書、印鑑
	3 職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
	4 子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	5 生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国保を脱退するとき	1 他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
	2 職場の健康保険などに入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)、印鑑
	3 職場の健康保険などの被扶養者になったとき	
	4 死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	5 生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	6 一定以上の障がいにより後期高齢者医療の対象となったとき	障害者手帳、印鑑
その他	1 退職者医療の対象になったとき	保険証、年金証書、印鑑
	2 町内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	3 世帯主や氏名が変わったとき	
	4 世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	5 保険証をなくしたときや、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証や運転免許証)、印鑑
	6 修学のため、子どもが他の市区町村に転出するとき	保険証、在学証明書など、印鑑

### ■ 国保に加入する日

- ①他の市区町村から転入した日
- ②職場の健康保険などが切れた日(退職した日の翌日)
- ③出生した日
- ④生活保護を受けなくなった日

### ■ 国保を脱退する日

- ①他の市区町村に転出した日の翌日、またはその日
- ②職場の健康保険などに加入した日の翌日
- ③死亡した日の翌日
- ④生活保護を受け始めた日
- ⑤後期高齢者医療の対象となった日の翌日

※75歳の誕生日を迎え、新たに後期高齢者医療の対象となった方は届け出の必要はありません。

○お問い合わせ・届け出 **【本 庁】** 住民課 国保係 **☎43-2800(直通)**  
**【佐賀支所】** 地域住民課 総合窓口第2係 **☎55-3111(直通)**

